



日乗連ニュース

発行：日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan  
幹事会

ALPA Japan NEWS

〒144-0043  
東京都大田区羽田5-11-4  
フェニックスビル  
TEL.03-5705-2770  
FAX.03-5705-3274  
E-mail:office30@alpajapan.org

www.alpajapan.org

Date 2009.04.20

No. 32 - 53

## 【速報】

Legal 委員会ニュース

### 佐賀便機長労災事件、東京高裁 4 月 16 日公判報告

#### 原告申請の乗員証人の採用決定

#### SIM 検証を踏まえ、改めて乗員の証言を聞く機会に

#### 次回公判は 7 月 2 日 乗員の証人尋問

4 月 16 日、東京高裁第 809 法廷にて、佐賀便労災裁判の公判が開かれ、我々の申請通り ANA 運航乗務員の最終の証人尋問が認められました。

今回認められた証人は、既に一度、証人採用の必要がないとされていました。裁判所が一番の地裁判決のままに、原告の言い分を認めないつもりであれば、結審が近い今になって改めて採用を認めることはなく、裁判は終了するはずですが、SIM 検証後に、今回あらためて証人採用するという判断は、高等裁判所が地裁判決を超えて審理を進めている事を示しており、非常に大きな意味を持つものです。

#### 【証人採用のきっかけは「SIM 検証」】

このきっかけとなったのは、先日行なわれた SIM による発症当日のフライトの「事実上の」検証であることは間違いありません。検証は、現象の再現をしますが内容を文書として記録するのは困難です。SIM での厳しいフライトの内容に強い印象を受けた裁判官が、自分の心証としてのみでなく、その内容を正式な裁判の資料として残すために、改めて運航乗務員の証人尋問をしたいと思ったと考えられます。

なお既に SIM 検証についての陳述書は提出してはいますが、反対尋問を経ることから、証人尋問の方が証拠として有力と言われます。

#### 【重要な局面に】

今回は 7 月 2 日 13 時 30 分から 16 時 東京高裁 809 号法廷にて  
裁判傍聴はこの裁判への乗員の関心の高さを示す重要な指標

このように、現在、重要な局面を迎えていることは確かです。次回、7 月 2 日の証人尋問が終われば最終弁論などを含め、2 ヶ月ほどで結審するでしょう。この証人尋問は一審判決を覆すための正念場です。この日に向けて、仲間として、航空関係者の気持ちを、どれだけ傍聴者の多さとして示せるかがとても大切です。

なお、今回 4 月 16 日の裁判傍聴者は 21 名、ビラ配りには、10 名の方が参加して頂きましたご協力ありがとうございました。しかしながら傍聴席には若干の空席が残りました。2 度と来ないこの機会に、みなさんの傍聴、またビラ配り等へのご協力をよろしくお願ひします。勝利判決の為には非常に重要な証人尋問です。多数の参加をお願いします。

以上

